

令和6年11月26日

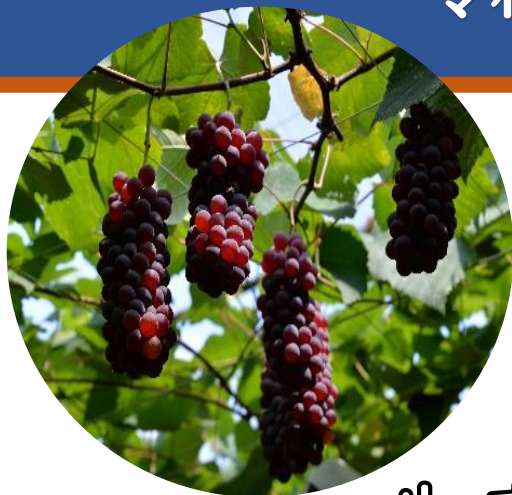
令和6年度 第2回 柏原市都市計画審議会

案 件 資 料

案件資料1（議第52号）

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（柏原市決定）

令和6年度第2回柏原市都市計画審議会



議第52号

東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更について (柏原市決定)



2024年11月26日 [火]



定義

生産緑地地区とは

- 市街地において、緑地機能および多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全することを目的として、**都市計画法に基づき**地区の決定を行います。
- 生産緑地地区に指定されると、**生産緑地法が適用**され農地等として機能を保持するため、建築や宅地造成等の行為が規制され、地区の指定日(告示日)から30年間を経過する日まで農業従事者は管理・営農する責務があります。



定義

生産緑地地区の変更の要因

- ① 生産緑地法第10条に基づく『買取り申出』に伴う
同法第14条による『行為の制限解除』がされたもの
【買取り申出の条件(10条)】

- ・指定の告示日から起算して30年を経過したとき
- ・農林漁業を営む主たる従事者が、死亡または故障に至ったとき



- ② 柏原市生産緑地地区追加指定要綱に基づき、
農地所有者から追加指定の申出を受けたもの
【追加指定の主な要件】

- ・30年以上以上にわたって営農が見込める農地等であること
- ・申出にかかる農地面積が合計300㎡以上であること



案件

新旧対照表

【変更箇所数】

地区の追加 なし
地区の廃止 なし
区域の変更 2地区
計 2地区

No.	名 称	位 置	面積[ha] 変更前 変更後	追 加 区域変更 廃止の別	変 更 理 由	備 考
1	太平寺2-⑦	柏原市 太平寺2丁目	$\frac{0.08}{0.08}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申出(30年経過)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 R6.8.21
2	円明町-③	柏原市 円明町	$\frac{0.16}{0.14}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申出(30年経過)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 R6.7.18
			—			
	変更地区 合 計	2 地区	$\frac{0.24}{0.22}$	計		
	生産緑地 地区合計	$\frac{191 \text{ 地区}}{191 \text{ 地区}}$	$\frac{40.40}{40.38}$	区域変更 2 地区		

【変更後の地区数(市内)】

変更前 191地区
変更後 191地区

変更なし

【変更後の地区面積(ha)】

変更前 40.40ha
変更後 40.38ha

0.02ha
減少

全体図

柏原地区



全体図

国分地区



No.1

地区名称：太平寺2-⑦

【変更理由】 **区域変更**

生産緑地法第10条に基づく買取り申出（30年経過）後の行為制限解除による区域変更

【区域面積】

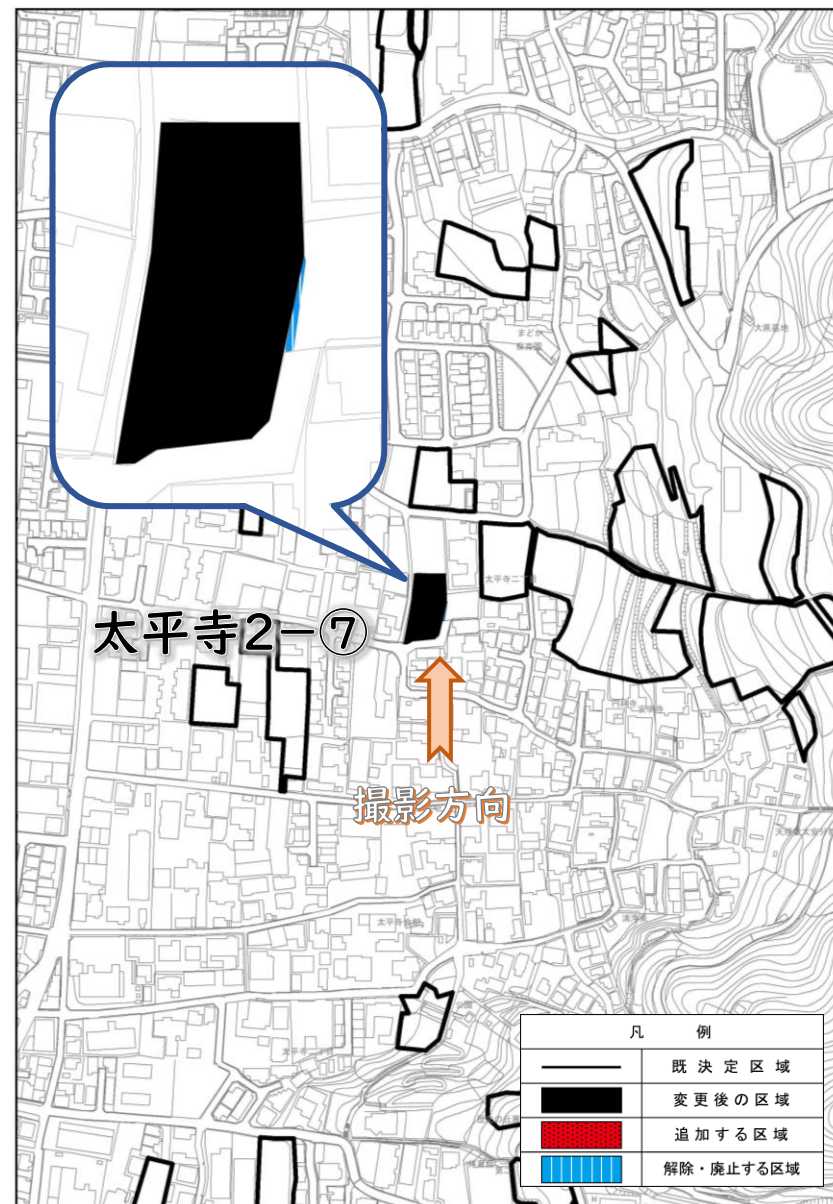
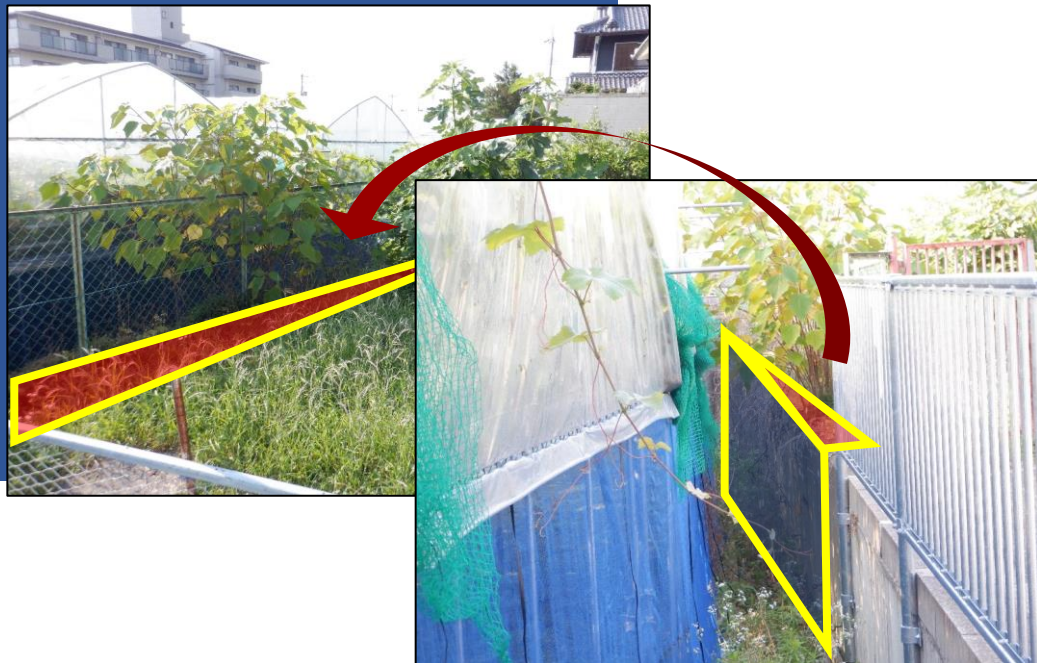
変更前

0.08ha



変更後

0.08ha



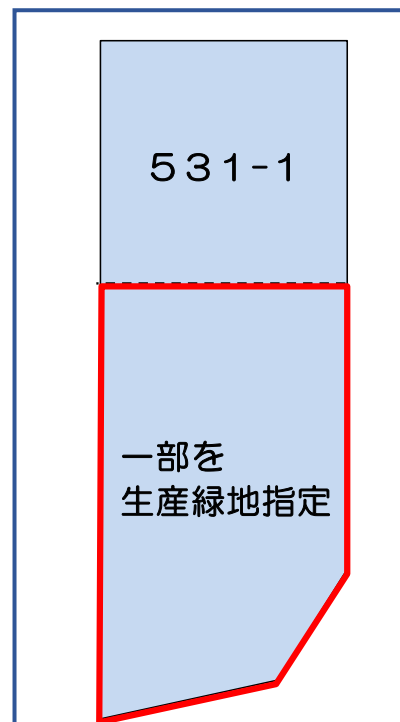
No.1

地区名称：太平寺2-⑦

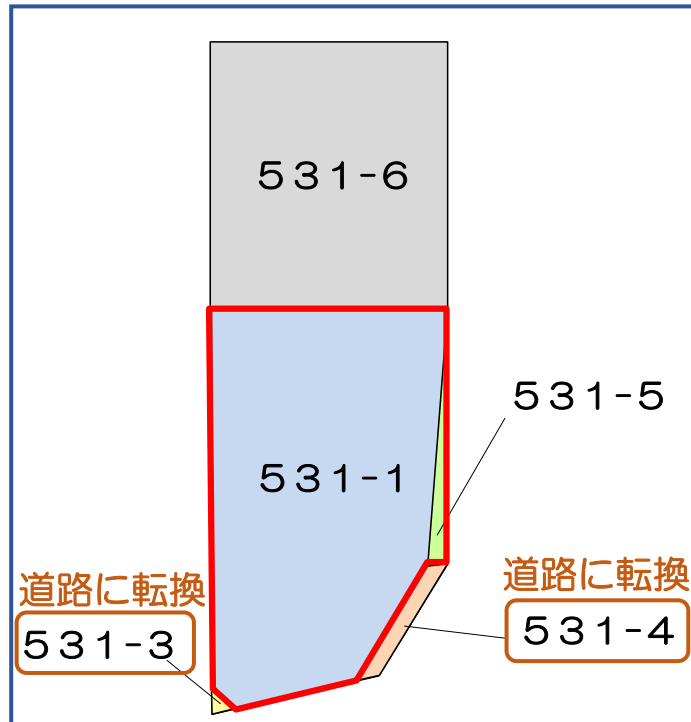
【凡例】

生産緑地地区の範囲

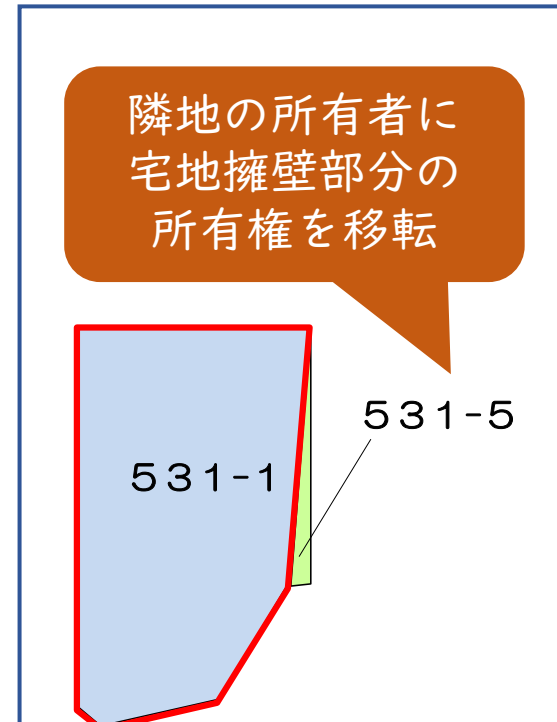
生産緑地指定土地の分筆と指定区域の経過



●平成4年指定
土地の一部を
生産緑地指定



●平成28年変更
土地が分筆される
道路に供してる2筆を
区域から除外



●令和6年変更
宅地擁壁となっ
ている1筆を買取
り申出後、制限解除

No.2

地区名称：円明町－③

【変更理由】 区域変更

生産緑地法第10条に基づく買取り申出（30年経過）後の行為制限解除による区域変更

【区域面積】

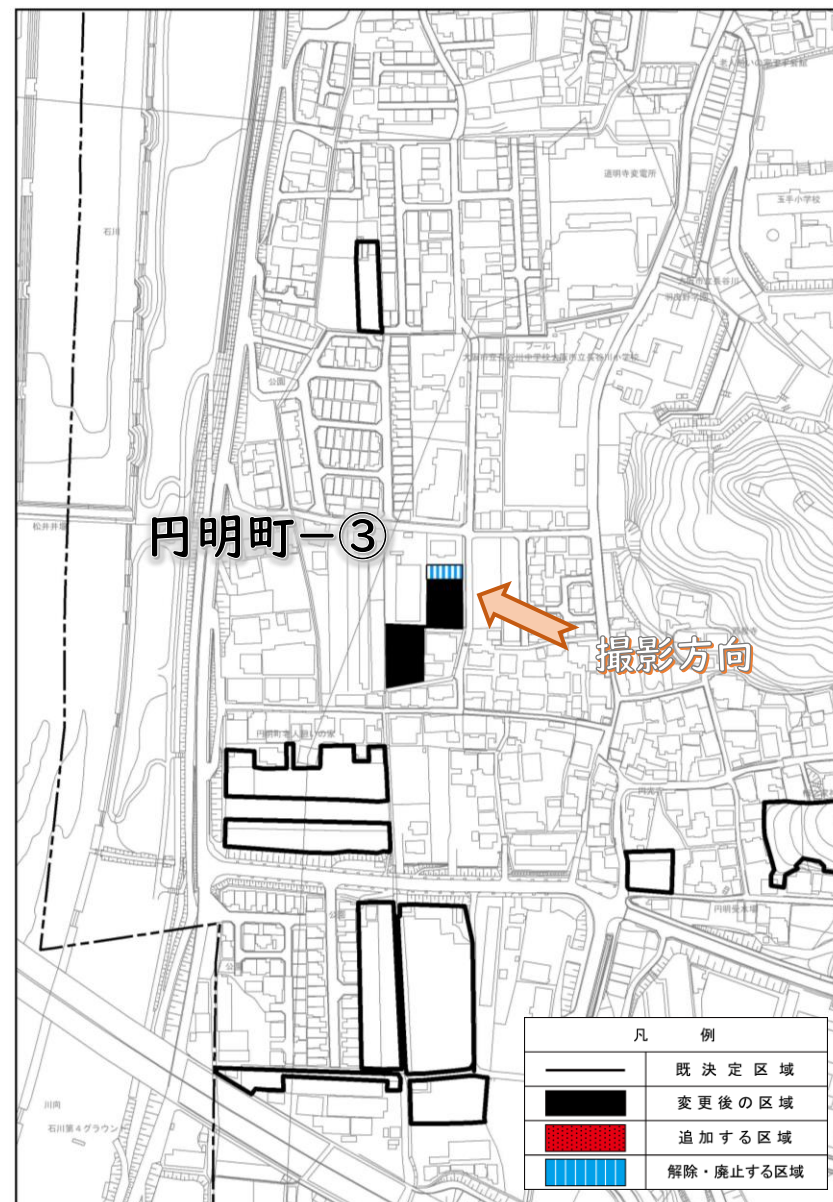
変更前

0.16 ha



変更後

0.14 ha



予定 経過と今後のスケジュール

年 月 日	内 容
令和6年7月10日	大阪府へ意見照会(事前協議)
令和6年8月6日	大阪府より意見照会に対する回答 (意見なしと回答)
令和6年8月21日	大阪府へ協議書の提出(柏都政第27号) (都計法第19条第3項)
令和6年8月30日	大阪府知事より異議なしの回答 →
令和6年10月9日 ～10月23日	都市計画変更の案の縦覧を実施 (都計法第17条第1項) →意見書の提出なし
令和6年11月26日	柏原市都市計画審議会にて審議
令和6年12月1日	都市計画の決定告示(予定)


 計調第 1324 号 柏原市役所
 令和 6 年 8 月 30 日

柏原市長様


 大阪府知事

東部大阪都市計画生産緑地地区(柏原市決定)の変更について(回答)

令和 6 年 8 月 21 日付け柏都政第 27 号で協議のあった標記について

異議ありません。

問い合わせ先
 大阪府大阪都市計画局計画推進室
 計画調整課都市施設計画グループ 中村
 TEL: 06-6210-9079 (内線3963)
 E-Mail: keikakusuishin-02@gbox.pref.osaka.lg.jp